

見本」 社会的養護 I・II

社会的養護の理念と実践

中野菜穂子 編
東 俊一

岩男 芙美
大迫 秀樹
岡正 寛子
笠 修彰
倉光 晃子
重橋 史朗
杉浦 誠
菅田 理一
友川 礼
丹羽健太郎
平本 譲
松藤 光生
水田 有美

見本」

はじめに

児童虐待や子どもの貧困と格差、孤立など、子どもをめぐる問題の深刻さが増すなか、社会全体ですべての子どもを健やかに育てるという社会的養護の基本理念を実効化することが、ますます重要な課題となっている。

そのようななか、日本の社会的養護は歴史的な転換期にある。

2016年の児童福祉法改正では、子どもが権利の主体であることを明記し、子どもが家庭において健やかに育成されるために、子育て支援から社会的養護までの公的責任を明確にした。社会的養護においては、家庭養護優先と施設養護における良好な家庭的環境の提供が規定された。翌年には厚生労働省から「新しい社会的養育ビジョン」が示され、さらに2024年の改定では、児童養護施設等の年齢上限が撤廃され、措置にあたって子どもの意見を尊重するように定められた。これらは、社会的養護のしくみに子どもの権利を反映させるための改革である。

新たなしくみのもと、権利が保障された生活を子どもに提供する社会的養護の場で、その主要な担い手となるのは保育士である。同時に、保育士は子育て支援を通し、養護問題の発生予防や地域での相談対応等にも深くかかわることのできる専門職である。保育士には、子どもの権利に基づく児童観と倫理観を身につけ、実践の質を高めることがこれまで以上に求められている。

本書は「社会的養護Ⅰ」「社会的養護Ⅱ」を学ぶ保育学生が、理論と実践を統一的に把握できることをねらった2部構成としている。すなわち、第1部で社会的養護の基礎理論やしくみを学び、第2部で社会的養護の実践の展開を学ぶ構成である。第1部を学びながら第2部を参照することで実際の展開を押さえたり、第2部を学びながら第1部に立ち戻り、しくみや理論を確認したりするなど、本書の特長を柔軟に活用して学びを深めてほしい。そして、子どもの権利を実現できる社会と日々子どもへの支援のあり方について、理念的かつ具体的に思い描き、実践に臨んでほしいと願っている。

このたび、本書は最新のデータや法令、新たな知見を反映させるために3度目の改訂を行い、タイトルも一新し、電子書籍化も行った。株式会社みらいの松井克憲氏には、刊行にあたり格別のサポートをいただいた。記して深謝申し上げる。

2024年8月

編者を代表して 中野菜穂子

もくじ

はじめに

●●●●●●●●●● 第1部 ●●●●●●●●●●

社会的養護の基本的視点—子どもの権利保障と養護の課題

第1章 子ども・家庭を取り巻く生活環境と社会的養護の視点

1 子どもをめぐる社会的状況と人権 10

2 「社会的養護」を考える 11

1. 「社会的養護」とは 11

2. 「社会的養護」の方向性 13

第2章 社会的養護のあゆみ

1 海外における社会的養護のあゆみ—————15

1. イギリスにおける社会的養護のあゆみ /15

2. アメリカにおける社会的養護のあゆみ /17

2 日本における社会的養護のあゆみ—————18

1. 近代化と養護の問題 /18

2. 第二次世界大戦後の社会的養護 /20

3. 社会福祉基礎構造改革以降の社会的養護の展開 /22

4. 21世紀の社会的養護のあり方 /24

第3章 子どもの権利と養育

1 子どもの権利に関する宣言等と児童の権利に関する条約—————26

1. 子どもの権利に関する宣言等の歴史的変遷 /26

2. 子どもの権利条約 /28

2 日本における子どもの権利と社会的養護—————30

1. 日本における子どもの権利条約の位置づけ /30

2. 子どもの権利擁護を標榜とした日本における社会的養護 /31

第4章 社会的養護の基本理念と原理

1 社会的養護の基本理念 34

1. 子どもの最善の利益のために	／34
2. 社会全体で子どもをばぐむ	／35
2 社会的養護の基本原則	36
1. 家庭的養護と個別化	／36
2. 発達の保障と自立支援	／37
3. 回復をめざした支援	／37
4. 家族との連携・協働	／38
5. 継続的支援と連携アプローチ	／38
6. ライフサイクルを見通した支援	／38

第5章 社会的養護の法制度

1 社会的養護の法体系	40
1. 児童福祉法等に基づく社会的養護のしくみ	／40
2. 社会的養護における最低基準	／45
3. そのほかの関連法	／47
2 社会的養護の基本的なしくみ	48
1. 社会的養護提供の手続き	／49
2. 社会的養護の法制度の充実に向けて	／50

第6章 社会的養護の実施体系

1 社会的養護の体系	52
1. 「社会的養護専門委員会」で示された体系	／52
2. 新しい社会的養育ビジョンで示された体系	／53
2 社会的養護（社会的養育）の4つの体系	54
1. 施設養護（施設）	／54
2. 良好な家庭的環境（施設（小規模型））	／57
3. 家庭と同様の養育環境（里親、小規模住居型児童養育事業、養子縁組）	／58
4. 家庭（実親による養育）	／60
3 障害のある子どもの支援のための福祉サービスと社会的養育	61
1. 障害児入所支援	／61
2. 障害児通所支援	／62
4 社会的養護における子どもの権利擁護のしくみ	63
1. 苦情解決と第三者評価	／63
2. 子どもの権利ノートを活用	／63
3. 被措置児童等虐待の防止	／64

第7章 社会的養護を担う人材

1 保育士等の倫理と責務	65
---------------------	-----------

1. 保育士の専門性と責務	／65
2. 保育士の倫理	／66
2 社会的養護にかかわる専門職	68
1. 施設生活の支援にかかわる職員	／68
2. 支援の充実にかかわる職員	／70
3. 障害のある子どもの支援にかかわる職員	／72

第8章 社会的養護の展開

1 社会的養護の援助方法	74
1. 日常生活支援（レジデンシャルワーク）	／74
2. 自立支援	／76
3. 治療的ケア	／77
2 社会的養護の展開過程と支援内容	78
1. 自立支援計画（個別支援計画）の作成	／78
2. 評価と記録	／79
3. 社会的養護の展開過程	／80
4. 家庭復帰への支援	／83

第9章 社会的養護の課題

1 家庭と同様の環境で育つことの保障	88
1. 児童福祉施設における家庭的養護の推進	／88
2. 親子関係再構築支援	／91
3. 里親養育・養子縁組の推進	／91
2 問題発生の予防	92
1. 子育て支援の充実による発生予防	／92
2. 妊娠中からの切れ目のない支援	／93
3. 連携強化による早期発見・支援	／94
3 ケアの質の向上	94
1. 職員の専門性の向上	／94
2. 子どもの自立と自立支援	／95
3. 今後の社会的養護	／96

見本」

第2部

社会的養護の実際

第1章 社会的養護と自立支援計画

- 1 (はじめに) 第2部の構成と活用方法——98
 1. 第2部の構成 /98
 2. それぞれの施設における社会的養護の課題と支援の理解 /99
 3. それぞれの施設に共通する社会的養護の課題と支援の理解 /99
- 2 支援計画の作成過程——100
 1. 支援計画とは /100
 2. 作成体制 /101
 3. 利用児・者理解に基づく支援計画 /102
 4. 援助関係の形成 /102
- 3 支援計画を立案するうえでの基本となる視点・知識・技術——103
 1. ソーシャルワーク技術の活用 /103
 2. ジェノグラム・エコマップ /105
 3. アセスメント /107
 4. 目標の設定(支援計画の作成) /108
 5. 当事者参加 /109

第2章 自立支援計画と保護を要する子どもの養護の実際

- 1 家庭養護の実際——110
 - 里親による養育の実際 /110
- 2 施設養護の実際——118
 1. 養護を要する乳児と支援の実際 /118
 2. 小規模施設における子どもの養育の実際 /126
 3. ひとり親家庭の子どもと支援の実際 /135
 4. 心理治療を必要とする子どもと支援の実際 /144
 5. 生活指導等を必要とする子どもと支援の実際 /153

第3章 個別支援計画と障害のある子どもの養護の実際

- 1 障害のある子どもの入所療育と支援の実際——164
 1. 障害児入所施設による療育の実際 /164
 2. (補論) 成人期障害者への支援 /172

2 障害のある子どもの地域療育と支援の実際	176
● 児童発達支援センター、児童発達支援事業所による療育の実際	／176

第4章 施設・専門機関の支援ネットワークの実際

1 社会的養護と家庭支援の実際	184
1. 里親と専門機関のつながり	／184
2. 施設と家族とのつながり	／187
3. 施設と地域ネットワークの形成	／190
2 障害児入所施設と地域の連携の実際	194
1. 障害児入所施設と地域ネットワークの形成	／194
2. 障害児入所施設と児童発達支援センターとのかかわり	／198
3 社会的養護と子育て支援事業との連携	200
1. 要養護問題の発生予防に向けて	／200
2. 早期発見・早期対応・地域ケア	／203

資料 /207

索引 /209

○本書の活用にあたって

本書には二次元コードを埋め込んだページがあります。スマートフォンやタブレットで読みとると、最新の情報等が掲載されるホームページや公表されている資料などにアクセスできます。

学びを深めるため、ぜひ、ご活用ください。

※ 画像を含むホームページの閲覧や、データのダウンロードには、データ量の大きい通信（パケット）が行われるため、ご注意ください（Wi-Fi 環境でのご利用を推奨します）。

例えば、「家庭養育」という用語との関係や、国際連合「児童の代替的養護に関する指針」（2009年）での用語の区別などをふまえ、ここ十数年の間で、国は社会的養護分野における用語の整理を行ってきた経緯があります。「家庭的養護」と「家庭養護」、「社会的養護」と「社会的養育」などの用語の違いや用いられ方を理解するためにも、常に新しい情報の収集に努める必要があります。

見本」

第 1 部

社会的養護の
基本的視点

——子どもの権利保障と養護の課題

子ども・家庭を取り巻く 生活環境と社会的養護の視点

①——子どもをめぐる社会的状況と人権

*1 相対的貧困率

世帯の可処分所得を算出し、世帯人数で調整した一人あたりの所得を計算して、世帯に属する各人の所得とし、すべての人を所得の低い順に並べ、その真ん中の人の等価可処分所得（中央値）を決定し、その半分以上を貧困線と定め、それを下回る等価可処分所得の人の割合を相対的貧困率としている。

*2 ヤングケアラー

「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」のことをいい、子ども・若者育成支援推進法の2024（令和6）年の改正により、支援の対象として明文化された（第15条第1項）。

*3 こども家庭庁

2022（令和4）年6月の「こども家庭庁設置法」「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」「こども基本法」の成立に伴い、内閣府の外局として創設された。なお、これら法の題名、条文においては「こども」と平仮名表記が用いられる。

わが国では、1990年代にそれまでの措置制度による行政主導の福祉サービスから利用契約制度に基づく利用者主体の福祉サービスのあり方へと大きく舵を切った。その後、2000（平成12）年に成立した社会福祉法では、地域福祉の推進と地域福祉計画の策定が明記され、地域に関心が向けられた。近年、国は「地域共生社会」の実現を掲げ、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく」¹⁾ 社会づくりをめざしている。

他方、長らく続く経済の低成長状態に加え、各地で相次ぐ自然災害や世界的に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症等の影響により、相対的貧困率^{*1}は上昇傾向にあり、経済的格差が広がっている。また、少子化の進行に伴い人口減少が問題視されているが、貧困、いじめ、不登校、児童虐待（「子ども虐待」ともいう）などの子どもにかかわる問題は依然として多く発生しており、近年では、ヤングケアラー^{*2}の存在にも社会的関心が向けられている。これらの諸問題は、子どもだけでなく、家庭、学校、地域、社会といった子どもやその家庭を取り巻く環境に起因する問題が複雑に絡みあっているため、まさに制度・分野を超えた包括的な対応や社会づくりが求められている。

このような状況のなか、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもを社会の真ん中に据えた行政運営を図ることで、子どもの権利を包括的に保障することをめざし、子どもに関する施策の新たな司令塔として、2023（令和5）年4月に「こども家庭庁^{*3}」が発足した。これを受けて、これまで厚生労働省、内閣府、文部科学省など各省庁にまたがっていた子どもに関する施策が一元化され、こども家庭庁を中心として制度や分野の壁を克服した包括的な支援の実現が可能となった。また、こども家庭庁の発足と同年、日本国憲

法および児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）^{*4}の精神にのっとり、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざして、子ども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行された。

これらの動向は、わが国が1994（同6）年に子どもの権利条約に批准して以来、はじめて本条約に対応した包括的な基本法および子どもの権利に対する横断的な行政機関が創設されたという点で画期的なことといえよう。

***4 児童の権利に関する条約**

本部第3章p.28参照。

②——「社会的養護」を考える

1.「社会的養護」とは

(1)「社会的養護」の定義

わが国において、社会的養護は「保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと」²⁾と定義されている。つまり、子どもが実の父母などからその家庭において愛情を受け、大切に育てられていくことを私的な養護・養育ととらえるならば、社会的養護は、何らかの理由により、健やかな養護・養育を受けられない子どもたちやそれらの家庭への支援について、社会が公的責任をもって取り組んでいくということである。

社会的養護の対象は、第一に「要保護児童およびその保護者」といえる。「要保護児童」とは、児童福祉法第6条の3第8項において「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童」とされる。具体的には、保護者の家出、死亡、離婚、入院、服役などの事情にある子どもや、虐待を受けている子ども、家庭環境などに起因して非行や社会的な適応が困難な状態にあるさまざまな行動上の問題を有する子どもなどがこれにあたり、その保護者も含めて支援対象となる。また、児童相談所に通告しなければならない状態にある子どもなども含まれる。

しかしながら、より積極的に社会的養護の目的を推進していくためには「要支援児童および保護者」への支援も含めて考える必要がある。「要支援児童」とは、同法第6条の3第5項^{*5}において、先述の要保護児童を除いた「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童」とされる。具体的には、子育てに対して強い不安や孤立感、過度な負担感などを抱える保護者

***5** 同条同項においては、要支援児童もしくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童およびその保護者、または出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（「特定妊婦」）について「要支援児童等」としている。

見本

に育てられている子どもや、不適切な養育状態のなかで生活している子どもが含まれており、児童虐待などの発生につながるハイリスク群にある家庭環境の子どもやその保護者らが支援対象といえよう。

社会的養護は、家庭での適切な養育を受けられない子どもを養育する機能、適切な養育を受けられなかったこと等により生じる発達のゆがみや心の傷を癒やし回復させ、適切な発達を図る機能、親子関係の再構築等の家庭環境の調整、自立支援、施設退所後のアフターケア、地域における子どもの養育と保護者への支援などの機能をもつ、わが国の重要な施策の一つであるといえる。

(2) 社会的養護の理念と実践の原理

社会的養護の基本理念は、子どもを固有の権利主体として認め、「子どもの最善の利益」のために（子どもの権利条約第3条）、「社会全体で子どもを育む」ことの2つがあげられる。そして、次の6つの基本原理^{*6}をもとに実践される³⁾。

*6 詳しくは、本部第4章第2節で学ぶ。

- ①**家庭的養護と個別化**：すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって養育されるべき。「あたりまえの生活」を保障していくことが重要。
- ②**発達の保障と自立支援**：未来の人生を作り出す基礎となるよう、こども期の健全な心身の発達の保障をめざす。愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要。自立した社会生活に必要な基礎的な力を形成していく。
- ③**回復をめざした支援**：虐待や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアが必要。安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感（自尊心）を取り戻す。
- ④**家族との連携・協働**：親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、こどもの発達や養育を保障していく取り組み。
- ⑤**継続的支援と連携アプローチ**：アフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育。様々な社会的養護の担い手の連携により、トータルなプロセスを確保する。
- ⑥**ライフサイクルを見通した支援**：入所や委託を終えた後も長くかわりを持ち続ける。虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援。

*7 「こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること」（こども基本法第3条第5項）。

児童福祉法第2条（「児童育成の責任」）では、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」（第3項）とある。また、こども基本法においても、国が行う「こども施策」の基本理念として同様に示されているように^{*7}、社会的養護の基本理念および原理は、公的責任のもとで実践されていくことが明確にされている。子どもを権利の主体者としてとらえ、社会の責任によって子どもの養護に関する施策を策定し実施していくという積極的な責務を果たさなければならない。

2.「社会的養護」の方向性

(1)「社会的養護」の方向性の指針——子どもの権利条約と国内法の関係

前節では、子どもの権利条約の批准国として、こども基本法の成立に至ったことを述べた。批准国は条約の規定を守る義務を負うことになるため、その規定に一致するように国内法を整備する必要がある（これにより、条約の内容が実際に国内で適用され、効力をもつことになる）。

日本政府は国際連合子どもの権利条約委員会に対し、子どもの権利にかかる取り組みについて報告する義務があり、委員会からは総括所見、さらには勧告が出される^{*8}。この勧告は、国内での法制度の改正や立法等をするにあたっての重要な指針となり、この繰り返しにより、子どもの権利保障をさらに強化していくことができるのである。

(2)「新しい社会的養育ビジョン」で示された社会的養護の方向性

社会的養護は、かつては、親がなかったり、親に育てられなかったりする子どもへの施策であったが、虐待を受けて心に傷をもつ子ども、何らかの障害のある子ども、DV^{*9}被害の親子やヤングケアラーの支援など時代や社会的背景により役割が変化している。しかし、その役割や機能の変化に対して、社会的養護のハード面（保護・支援のための設備など）およびソフト面（支援する人材など）の変革が追いついていない現状がある。

2011（平成23）年6月、厚生労働省がまとめた報告書「社会的養護の課題と将来像」において、本節でみた基本理念といった社会的養護のあり方が示された。そしてその後、「子どもが権利の主体であること」「国や地方自治体の責務として、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養護優先が原則であること」を示した児童福祉法の改正が2016（同28）年に行われ、大きな転換期を迎えた。この改正児童福祉法の理念を具現化する目的のもと、先の報告書を全面的に見直す形で、「新しい社会的養育ビジョン^{*10}」が2017（同29）年8月に発表された。以降、これに基づき、家庭への養育支援から代替養育としての社会的養護の推進が図られているところである^{*11}。この進捗状況は、資料「社会的養育の推進に向けて」のなかでまとめられ、これまでは厚生労働省、2023（令和5）年度からはこども家庭庁により定期的に公表されている。現在、社会的養護の基盤づくりとして、次のことが中心に進められている⁴⁾。

^{*8} 最新の勧告は、2019（平成31）年1月に行われた第4・5回の日本政府報告に基づく審査結果であり、翌月に公表された（本部第3章p.31参照）。

^{*9} DV
domestic violence
（ドメスティック・バイオレンス）の略語。同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のことである。近年ではDVの概念は同居の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般をさす。

^{*10} 新しい社会的養育ビジョン
本部第3章p.32参照。
なお、各報告書の傍点は筆者によるものである。

^{*11} 国は、本ビジョンで掲げられた取り組みを通じて、子どもの最善の利益を実現していくため、2018（平成30）年3月に都道府県が社会的養育の体制について定める推進計画の見直し要領をまとめ、7月には各都道府県に、都道府県社会的養育推進計画の策定を義務づけている。なお、各都道府県は、2029（令和11）年度を終期とし「2020～2024（同2～6）年度」「2025～2029（同7～11）年度」の各期に区分して計画を策定している。

- ①家庭養育優先原則に基づき、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホーム（家庭養護）を優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設についても、できる限り小規模かつ地域分散化された家庭的な養育環境の形態（家庭的養護）に変えていく。
- ②大規模な施設での養育を中心とした形態から、一人一人の子どもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していけるよう、ハード・ソフトともに変革していく。
- ③施設は、社会的養護の地域の拠点として、家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、高機能化及び多機能化・機能転換を図る。
- ④ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要。

2022（同4）年6月に成立した子ども基本法、改正児童福祉法では、「子どもの意見を表明する機会の確保」（子ども基本法第3条第3項）と「子どもの意見の反映」（同法第11条）に関する規定に加え、入所措置や一時保護等で、子どもの意見・意向を勘案した手続きに整備すること（児童福祉法第6条の3第17項、第33条の3の3）、児童自立生活援助の年齢制限の緩和（同法第6条の3第1項第2号）などが図られた。

このように、子どもの権利条約、児童福祉法や子ども基本法を根拠に、社会的養護のあり方を定め、現在では家庭養護を中心とした施策が推進されている。しかしながら、いまだ課題が山積していることも確かであろう。今後最も求められることは、一人ひとりの子どもに寄り添う、最適な養育環境により子どものウェルビーイング^{*12}を高めることである。また予防的に、家庭への養育支援を充実させ早期に家庭に介入することで家庭環境の改善を図るといった、地域における対応の強化が期待される。

*12 ウェルビーイング
本部第4章p.34参照。

〈引用文献〉

- 1) 厚生労働省ホームページ：地域共生社会とは
<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>
- 2) 子ども家庭庁ホームページ：社会的養護
<https://www.cfa.go.jp/policies/shakaiteki-yougo>
- 3) 子ども家庭庁「社会的養育の推進に向けて（令和6年8月）」 p.2
- 4) 前掲書3 p.2

〈参考文献〉

- ・社会福祉の動向編集委員会編『社会福祉の動向 2024』中央法規出版 2023年
- ・福祉・保育小六法編集委員会編「福祉・保育小六法 2024年版」みらい

子ども家庭庁HP：社会的養護



社会的養育の推進に向けて（令和6年8月）



※最新版は子ども家庭庁HPから確認すること。

見本」

第 2 部

社会的養護の 実際

見本

第 1 章

社会的養護と自立支援計画

①——(はじめに) 第2部の構成と活用方法

第1部においては、社会的養護のあり方やしくみ等について学びを深めてきた。それらの学びをふまえ、本部においては、具体的な実践事例をもとに社会的養護の現場で利用児・者にとってよりよい生活や権利擁護の実現を図るうえで必要な視点などについて学ぶとともに支援を実践するうえで効果的な計画の立案ができるようになることを目標とする。

1. 第2部の構成

本章第2節においては、計画作成の前提となる利用児・者の現状を明らかにする対象理解や施設理解、利用児・者との信頼関係・援助関係の重要性とその形成方法について基本的な知識を押さえることになる。さらには、彼らを支援するための連携等のネットワークの形成や目標設定の方法と計画作成の流れ、および計画そのもののアセスメントと見直しの方法など、基本的な社会的養護実践の流れについて紹介している。次に、第3節では、自立支援計画・個別支援計画（以下、支援計画）を作成するうえで不可欠な視点や具体的な項目について紹介している。

本章に続く第2・3章においては、社会的養護実践を想定した具体的な事例を示し、演習課題を設定している。ここでは、里親による養育やそれぞれの施設を利用する子どもが抱える養護問題とその解決を図るためのアセスメントの視点、計画作成上の視点を理解したうえで、問題を解釈し、より具体的に実践的な計画を作成できることをねらいとした。各施設1事例ずつではあるが、それぞれの施設や利用児・者が抱える代表的な養護問題や課題が示されている。よって、各事例についてしっかりと読み込み、自ら支援計画を作成することが学びを深めるうえで重要となる。

最後の第4章においては、施設入所による支援ではなく、予防的観点とし

ての地域支援、入所施設を利用する子どもの生活の質向上のための資源としての地域活用、里親や家庭復帰のための家族への支援など、施設と地域や専門機関などとの連携によって子どもの権利を擁護する方法と実践例を紹介している。施設による権利擁護のみならず、地域における予防と権利保障のあり方やその具体的方法について理解することが重要となる。

2. それぞれの施設における社会的養護の課題と支援の理解

現在、子どもの権利侵害は非常に多岐にわたり、それに応じて養護問題も多種多様で複雑なものになっている。そして、それぞれの養護問題に適切に対応するために、問題の内容に応じた施設や対策が講じられている。

それぞれの施設を利用する子どもの養護問題を理解し、適切な支援計画の作成と実践を可能とするために、対象理解として発達段階や生活課題、生育歴や入所経緯、障害の有無などの特性や彼らが抱える個別的課題、施設がおかれた社会的状況や施設が抱える課題を多面的に理解することが不可欠となる。それらの課題は、いくつもの要因が複雑に絡みあった結果として生じていることが多い。そして、彼らが施設においてどのような生活を送っているのか、彼らの支援に活用可能な地域の資源には何があるのか、またその生活のなかで彼らの自立に向けてどのように目標が設定され、どのような視点で支援が実践されているのかについて多面的に理解することが重要である。

現在、子どもの養護問題は個別的で複雑な問題を抱えるようになっている。よって、一つひとつの事例を慎重に読み解き、演習課題を実践することで、それぞれの施設や子どもが抱える個別的问题やニーズの概要とその支援方法を理解し、計画・実践できるようになることが不可欠である。

3. それぞれの施設に共通する社会的養護の課題と支援の理解

社会情勢の複雑化により養護問題も複雑になり、子どもたちの権利擁護のためにもより個別的な対応が必要になっている。つまり、同じような理由で同じ施設を利用していても、対応方法は同じとは限らず、いくつもの要因を考慮し、個別的な支援が計画されなければならないということである。

しかし、権利侵害に対する基本的な考え方に加え、子どもたちの生活や将来をよりよいものにするための支援計画の作成や実践のあり方については、養護問題の概要や施設種別を超えて共通する課題がある。また、種別を超えて共通する支援計画作成上、および実践上のポイントがある。そこで、それ

見本

それぞれの事例で個別的な対応の学びを深めるだけでなく、そこに共通する課題と支援方法や組み立て方について学びを深めることが重要である。

②——支援計画の作成過程

1. 支援計画とは

(1) 自立支援計画（ケアプラン）

社会的養護の場で、子どもの権利を保障し、適切な養育を行うためには、一人ひとりの子どもの心身の発達と健康の状態およびそのおかれた環境を的確に実態把握・評価（アセスメント）し、これに基づき計画的に支援を行う必要がある。そのため、社会的養護の場で生活する子どもの自立支援計画の策定が義務づけられている^{*1}。

自立支援計画は、養育・支援計画と家庭復帰支援計画からなり、策定する際には、子どもの意見を聞く機会を確保することが求められている。

(2) 個別支援計画

障害児・者支援の領域では、2003（平成15）年の支援費制度による利用契約制度が導入された際に、利用者が施設利用を希望し、契約を行う場合、施設は利用者の自立支援のために利用者の希望や生活ニーズに対して目標を設定し、その人が望む生活を支援する個別支援計画を作成することとされた。

その後、2005（同17）年の障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の制定と指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の改正により、個別支援計画の作成が位置づけられた。

社会的養護は、養護が必要な子どもの健やかな発達と一人ひとりの個性や能力を発揮して自立できるように社会の責任において実施される。さまざまな困難を抱える養護が必要な子どもや障害児・者の育ちと生活を支えるためには、一人ひとりの適切な把握と評価に基づき、本人の希望や願いもふまえて目標を定め、段階的かつ適切な支援方法の明確化が重要である。これらを支援や養護にあたる者が共有するツールが支援計画である。

利用児・者のおかれている状況をふまえ、心身の発達と健康の状況、およびそれぞれの利用児・者を取り巻く家庭、教育・児童福祉諸機関、近隣地域の養育力や利用児・者を中心とした相互の連携状態について、よりの確にアセスメントし、適切な支援計画を作成することが求められている。

^{*1} 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第45条の2

児童養護施設の長は、第44条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

見本

生活を通して子どもの自立を支援するためには援助関係の形成が大切である。しかし援助関係はすぐには形成されない。まずは日々の生活のなかで、体験と感情の共有・共感を重ね、ともに暮らす親しみを形成することが基盤となる。生活とその援助の積み重ねが子どもとの関係性を構築し深めていき、関係が深まるなかで子どもの育ちがつくられていく。子ども一人ひとりの変化や育ちに気づき、適切な支援を行うために、子どもの心に何が起きているのかを理解する（しようとする）姿勢と技術が必要である。子どもとともに営む日々の生活のなかで表現される子どもが求めているもの、言葉にできずに伝え切れていないものに気づくまなざしが求められる。

子どもは言語表現の未熟さや、発達課題や被虐待体験の影響から、言葉や行動による表現とは違うところに本音が存在する場合がある。表面にあらわれる言動だけを見ると、「望ましくない行動」ととらえられることもある。心のなかをうまく伝えられない子どもの本音をくみとるために、生育歴や発達課題、興味関心、周囲との関係性、表情や声のトーンなどあらゆる情報をふまえて、子どもに共感し寄り添い、時には代弁する専門的な態度と技術が必要である。日々のこうした専門的援助の積み重ねが、子ども自身の「自分は大切にされている」という感覚につながり、援助関係が形成・深化していく。

③——支援計画を立案するうえでの基本となる視点・知識・技術

1. ソーシャルワーク技術の活用

(1) ケースワーク (case work)

ケースワークは、問題を抱える個人に対応し、個別に的確な援助を提供する社会福祉援助の方法である。ケースワークの基本的な原則としてはバイスティック^{*3}の7原則がよく知られている。7原則が社会的養護の場ではどのように生かされるかについて考えてみたい。

第1原則の「個別化」とは、子ども一人ひとりの人格や状況を理解することである。子どもは自分を独自の存在として、ありのままの自分を認めてほしいという要求をもっている。第2原則の「意図的な感情の表出」とは、子どもの感情を適切に表現させることである。要養護問題を抱えた子どもはさまざまな感情を内面に抑圧している場合がある。その感情の適切な表出を支援することである。第3原則の「統制された情緒的関与」では、保育士が子

^{*3} バイスティック
フェリックス・P・
バイスティック (Felix
P. Biestek)。

アメリカのケース
ワーカーで社会福祉学
者。『The Casework
Relationship (和訳:
ケースワークの原則)』
にて著した7原則は、
現在においては最も基
本的なケースワークの
作法として認識されて
いる。

見本

ら2年の期間で到達可能な長期目標とともに、それに向けて数か月以内に達成可能な、より具体的な到達内容として短期目標を立てることで、よりやさしい課題から取り組み、達成感を経験していくことが可能となる。

目標が設定されることで、支援内容や方法、支援の優先順位、支援の実施に対する責任体制などが明確になる。具体的には、誰が、どのような内容・方法で、いつまでに支援を行っていくのか、責任の所在はどこにあるのかということ等が定まる。もちろん、その支援の経過に伴って、子どもを取り巻く環境も変化していくので、一定の期間をおいて再度検討、つまり事後評価（モニタリング）を行うことが必要となる。そして、必要に応じて支援計画自体を見直していくこととなる。

参考までに「自立支援計画票」の様式例を示す（表2-1-1）。

5. 当事者参加

支援計画作成にあたっては、当事者参加の視点を忘れてはならない。一般的に、支援に際して我々は「何とかしなければ」「指導しなければ」といった思いが強く、ともすれば支援者側の目線だけで目標を決定してしまうことがある。しかしながら、支援の目的は、本来、支援される人が、自分の力で克服できるようにサポートしていくものであることを忘れてはならない。

そのため、目標の設定に関しては、一方的に支援者が決定するのではなく、子ども本人の意向、保護者の意向、関係者（市町村・学校・保育所・職場など）の意向、児童相談所との協議内容などを含めたうで行い、できる限り子ども本人の意向を尊重した総合的な支援計画として定めていくことが重要だといえる。

○第2節.....

〈参考文献〉

厚生労働省「子ども・若者ケアプラン（自立支援計画）ガイドライン」（平成30年3月）
厚生労働省児童家庭局長通知「児童相談所運営指針」

○第3節.....

〈参考文献〉

・児童自立支援計画研究会編『子ども・家族への支援計画を立てるために——子ども自立支援計画ガイドライン』日本児童福祉協会 2005年

子ども・若者ケアプラン（自立支援計画）ガイドライン①



子ども・若者ケアプラン（自立支援計画）ガイドライン②



子ども・若者ケアプラン（自立支援計画）ガイドライン③



子ども・若者ケアプラン（自立支援計画）ガイドライン④



児童相談所運営指針



自立支援計画と保護を要する 子どもの養護の実際

①——家庭養護の実際

● 里親による養育の実際

(1) 里親養育をめぐる状況

家庭での家族による養育は子どもの成長、福祉および保護にとって最も自然な環境である。家庭で養育を受けることは子どもの基本的人権であり、家庭で養育を受けることが適当でない子どもは、家庭と同様の養育環境において永続的に養育される権利を有している。特に、乳幼児期は安定した養育者との関係のなかで、人格的発達の基盤である愛着関係を形成する時期であるため、子どもの健やかな成長のためにも、社会的養護が必要となった場合には、里親による養育を優先して検討することが求められている。家庭養護の中核である里親による養育は、要保護児童を里親家庭で養育するもので、個別的・継続的な人間関係により愛着の形成や豊かな生活経験を通して子どもの健全な育成を図るものである。

近年、児童虐待の深刻化や発達障害を抱える要保護児童の増加など、社会的養護を必要とする子どもたちは、さまざまな困難を抱えており、対応の難しさが指摘されている。里親は研修・実習などを受けた後に登録され、子どもが委託されるが、あくまでも一個人が家庭において子どもを養育する制度であり、専門里親以外の里親は、対応の難しい子どもの養育の専門家ではない。子どもを社会で育てるという公的責任のもと委託を行う以上、困難を抱えた子どもを養育する里親への相談・支援体制を充実させなければならない。

(2) 事例「試し行動を乗り越える」

＝	①事例の概要	＝
＝	＜子どもの名前＞	＝
＝	Sちゃん（里親委託時、3歳4か月） 女兒	＝

＜家族構成＞

Kさんは未婚の状態でSちゃんを出産した。Sちゃんの父親はKさんの妊娠中から連絡を絶っており、Kさんは家族とも疎遠な状態である。KさんはSちゃん出産後は母子生活支援施設を利用していたが、長期的な治療を必要とする精神疾患を発症したため、Sちゃんは児童養護施設を経て、3歳4か月のときに里親委託となった。

里父母となったT家の構成は、会社員のHさん（47歳）、専業主婦のNさん（45歳）、専門学校生の長女のRさん（19歳）である。

＜子どもの生活拠点、利用施設等＞

Tさんの家は郊外の住宅地の一戸建てである。Hさんは会社員だが、比較的残業等は少なく、育児へも協力的である。Nさんは専業主婦である。一人娘のRさんは遠方の専門学校に通っており、下宿している。

Sちゃんは、幼稚園の年少クラスに通っている。

＜主訴（養護上の問題）＞

実母の病気などにより、児童養護施設から里親委託となったSちゃんは、里親家庭での生活が始まって6か月経過後から、過食や遺尿（おもらし）、だだこねや赤ちゃん返りが目立ってきた。幼稚園では登園を嫌がり休みがちになった。里父母が戸惑い対応に困る場面が多くみられるため、Sちゃんの育ちへの支援にあわせて里親にも支援が求められている。

②これまでの経緯

＜Sちゃん誕生まで＞

Sちゃんの実母Kさんは高校中退後、地方から都会に単身で移り住み、22歳のときに無職の20歳の男性と交際し、Sちゃんを妊娠・出産する。男性（Sちゃんの実父）は、結婚はおろかSちゃんの認知も拒み、やがて妊娠中だったKさんとの連絡を絶つ。Kさんは、妊娠・出産についての自覚が薄く、Sちゃんの妊娠時も妊婦健診をあまり受けていなかったが、Sちゃんは出生体重が2,980gあり、普通分娩で良好な健康状態で出生した。

出産後、産科では母体の回復をみながら授乳や沐浴の指導を行うが、Kさんは投げやりな態度で助産師らの話を聞き流していた。「かわいい赤ちゃんね」との声かけには頷くものの、夜間の授乳時間には起きてこないKさんの姿は、助産師や看護師らの間で話題になっていた。

Kさんの出産までの状況と産後入院中のSちゃんへの無関心さ、Kさんの生活基盤の脆弱さ（高校中退後、アルバイトを転々としており、出産当時は

見本

でのトラブルも特に思いあたらず幼稚園側も戸惑っている。

(3) 演習課題

- ・本事例のジェノグラム・エコマップを作成してみよう
- ・本事例のアセスメントをもとに、自立支援計画を作成してみよう
- ・「試し行動」は子どもの心の育ちにとってどのような意味をもつのか検討してみよう

①アセスメントのポイント

〈Sちゃんの育ち〉

Sちゃんは年齢にふさわしい心身の育ちの段階にあるだろうか。Sちゃんの育ちの現段階と課題を明らかにするためには、Sちゃんの生育歴とその環境に注目し、心身の育ちのために必要な体験ができてきたかを検討する必要がある。その際に望ましくない行動のように見える「赤ちゃん返り」を含む「試し行動」がSちゃんの育ちにとってどのような意味をもつのかについても考えなければならない。

〈里父母の状況と養育を支える環境〉

T家の経済状況、家族の関係性、サポートの有無、地域社会との関係など、養育をめぐる条件や状況はどうなっているだろうか。

②自立支援計画作成上の視点

〈実親の意向と絆の尊重〉

精神疾患療養中のKさんとの生活再開は困難と見込まれているが、Sちゃんの親を知る権利を尊重するためにも、Kさんとの絆は確保されなければならない。また、委託時に明確に述べられた実親であるKさんの意向も尊重されなければならない。そこで、実親の存在を知らせ、交流を継続することもSちゃんへの支援課題の一つである。

〈里父母との愛着関係の形成と育ちへの支援〉

Sちゃんの育ちのためには、まず、里親家庭に慣れ、里父母にありのままの自分を表現できるようになり、里親との愛着関係が得られることが大切である。そのため、里父母は、Sちゃんの甘えを十分に受け止めながら、Sちゃんとの情緒的な交流と関係形成に配慮することが求められる。また、生活リズムの形成に配慮するとともに、安定した家庭生活を通じ、年齢にふさわしい生活習慣、社会性の獲得に配慮しなければならない。

〈里親支援〉

里親委託や養子縁組などで血のつながらない親子関係を形成する過程や、

見本

里親等支援員は、Hさん、Nさん夫妻に里親会が行っている「里親サロン」という交流会を紹介した。里親サロンに参加したHさん、Nさん夫妻は、同様の経験をもつほかの里親たちに悩みを話し、助言を得て、Sちゃんが「試しの時期」を乗り越えるときが必ずくると信頼して見守る心構えをもつことができた。Hさん、Nさん夫妻は後日、里親等支援員に「みなさん、同じような体験をされているので驚き、私たちの対応が悪いからではないのだと安心しました」「赤ちゃん返りは、Sちゃんがわが家の一員になるために必要なことだと考えると『思う存分やっていいよ!』という気持ちになりますね」と語っている。

〈地域で里親と里子を支える——里親支援センターからの幼稚園への助言〉

子どもが育つうえで、家庭以外の場所での教育や子ども集団での体験は重要な意味をもつ。また幼稚園を通じて友だちと出会い、地域でその関係性を広げていくことも子どもが社会性を学び獲得するうえで貴重である。

里親支援センターが幼稚園とも協議の機会をもつことで、幼稚園は「登園するかどうかはSちゃんの自己決定に任せる」「登園できた日は自然にほかの子の輪のなかに入れるように援助する」という方針を全職員で共有した。登園できた日には、担任以外の教諭もSちゃんが他児とかかわれるように配慮した。また、「Sちゃんはどうしたい?」と自己表出を促したり、「泣いているSちゃんも大好きだよ」とSちゃんのありのままを認めていることを積極的に伝えたりするようにした。そうした幼稚園側の援助もあり、Sちゃんの登園日は徐々に増えていった。

〈地域で里親と里子を支える——地域でのつながり〉

幼稚園でSちゃんは気のあう友だちができ、降園後も誘われて一緒に遊ぶようになった。そのことをきっかけに、子ども同士を通じてNさんも新たに幼稚園の母親仲間ができた。Nさんは、里親会での助言を受けてSちゃんが里子であることを隠さずに伝え、ほかの母親からも特別視せずに受け止めてくれた。「お互いさまだから、疲れたときはSちゃんを預かるよ」と声をかけられ気持ちが楽になったNさんは、地域の主任児童委員にもSちゃんの変化や困っていることを率直に話せるようになった。幼稚園や地域にSちゃんがなじむにつれて、徐々に家庭での「試し行動」も落ち着いていった。

里親委託ガイドライン



※最新版はこども家庭庁HPから確認すること。

こども家庭庁HP：社会的養護



里親及びファミリーホーム養育指針

